

建設工事等に係る低入札調査基準価格の改正

令和5年1月1日以後に入札の公告又は指名の通知を行う工事に係る入札から、低入札調査基準価格の算入率を次のとおり改正する。

<見直しの内容>

○調査基準価格の改正

改正前		改正後	
直接工事費	97%	直接工事費	97%
共通仮設費	90%	共通仮設費	90%
現場管理費	90%	現場管理費	90%
一般管理費	<u>55%</u>	一般管理費	<u>68%</u>
合計額＝調査基準価格		合計額＝調査基準価格	
※合計額が予定価格の7.5/10に満たない場合は7.5/10の額を、9.2/10を超える場合は、9.2/10を調査基準価格とする。		※合計額が予定価格の7.5/10に満たない場合は7.5/10の額を、9.2/10を超える場合は、9.2/10を調査基準価格とする。	

※失格基準価格については変更ありません。

【施行期日】

令和5年1月1日以後に入札の公告又は指名の通知を行う入札から適用する。